

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実施細則

平成 19 年 6 月 14 日
2007 年（鉱探）業務細則第 20 号
最終改正 平成 29 年 3 月 27 日

（通則）

第 1 条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が行う独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成 14 年法律第 94 号）第 11 条第 1 項第 7 号に規定する助成金（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成 16 年経済産業省令第 9 号）第 19 条第 1 項第 7 号に規定するウラン鉱に係る助成金に限る。以下「助成金」という。）の交付については、海外におけるウラン探鉱支援事業費補助金交付要綱の定めによるもののほか、この細則の定めるところによる。

（交付の対象）

第 2 条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、本邦法人等（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構業務方法書第 2 条第 1 号に定める本邦法人等であり、株式の過半数を本邦人又は本邦法人が所有しており、かつ、取締役及び代表権を有する取締役のそれぞれ過半数を本邦人又は本邦法人が占めている法人をいう。ただし、ウラン産出国政府等（探鉱事業を実施する国又は地域において、当該事業の実施に関する許認可を所掌する政府機関又はこれに準ずる法人をいう）が株式を所有し又は取締役を派遣している場合は、その所有株式数又は取締役数はこれを除いて考慮するものとする。）が海外において外国法人と共同して行うウラン鉱の探鉱に必要な地質構造の調査（以下「ウラン調査」という。）とする。ただし、別紙の暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。

（助成金の使途）

第 3 条 機構が交付する助成金の使途は、ウラン調査に要する費用であって、衛星画像解析、地形図作成、地質調査、物理探査、地化学探査、ボーリング調査、坑道調査、選鉱試験、プロジェクトの評価等に要する費用、プロジェクトの間接経費等の支出金及び上記活動を目的とする融資・出資とする。ただし、申請者の人件費、本社経費、現地事務所経費等は含まない。

（助成期間）

第 4 条 機構が交付する助成金の助成期間は、当該助成事業が同一地域において複数年度にわたり継続して実施される場合にあっては、5 事業年度以内とする。

（助成金の限度額）

第 5 条 機構が交付する助成金の限度額は、ウラン調査に要する費用のうち、本邦法人等が負担

する金額の2分の1以内とする。

(助成事業の期間)

第6条 助成事業は、原則として当該助成金を申請しようとする事業年度の2月末までに完了する見込みのあるものでなければならない。

(公募)

第7条 機構は、助成事業の採択に当たっては、毎年度機構のホームページ等による助成事業の公募を実施するとともに、必要に応じて追加公募を実施する。

(交付の申請)

第8条 助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書に次に掲げる書類を添えて、機構の定める期日までに機構に提出しなければならない。

- (1) 申請者である本邦法人等の概要(定款、財務諸表等)
- (2) 申請者と共同して助成事業を行おうとする外国法人(以下「共同外国法人」という。)の概要(定款、財務諸表、調査を実施する権利の取得を証する書類等)
- (3) 申請者と共同外国法人との当該事業に係る契約書の写し
- (4) 様式第2による当該事業の概要
- (5) 様式第3による当該事業年度事業計画書
- (6) その他機構が必要と認める書類

- 2 申請者は、前項の助成金の交付を申請するに当たって、当該助成金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 当該助成事業が2以上の本邦法人等によって共同して行われるときは、他の本邦法人等から代表として承認された者(以下「代表法人」という。)が助成金の交付の申請を行うものとする。
- 4 前項の規定により、代表法人が助成金の交付の申請を行うときは、第1項第1号に掲げる書類について代表法人以外の共同して行う各本邦法人等の書類を添えるとともに、代表法人以外の本邦法人等から提出された代表法人であることを証する書面を添えなければならない。

(助成事業の採択に係る審査)

第9条 機構は、助成事業の採択に係る審査に当たっては、別に定める審査基準に従い、助成事業の採択を行う。

- 2 採択に当たっては、厳正な審査を実施し、国のエネルギー政策との整合性につき資源エネルギー庁長官と協議を行い、資源エネルギー庁長官の同意を得た上で、対象事業としての採択の可否を決定する。
- 3 機構は、前項に規定する採択を前条による申請書が到達してから6週間以内(ただし、国と

の協議に要した期間を除く。)に行い、その結果を機構のホームページ等により公表するものとする。

(決定の通知)

第10条 機構は、助成金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した様式第4による交付決定通知書により申請者に通知する。

2 機構は、前項の規定による交付の決定を行うに当たっては、第8条第2項により助成金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 機構は、第8条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額することとし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第11条 機構は、申請者に対し、助成金の交付の決定をする場合において次に掲げる事項その他の事項につき条件を付するものとする。

(1) 助成事業を実施した地区を標識等により明確にすること。

(2) 助成金の経理について助成金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、助成事業に関する報告書並びにその会計帳簿及び収支に関する証拠書類等を助成金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間、申請者の主たる事務所(代表法人によって申請が行われたものであるときは、代表法人の事務所をいう。)において、機構の要求のあったときはいつでも閲覧に供せるよう保存すること。

(3) 助成事業のために行ったボーリングによりウランの鉱床が発見され、これにより利益を受けたとき及び助成事業のために行った融資・出資により収益を受けたときは、その収益を受ける限度において当該調査のために交付された助成金の全部に相当する金額(有利子融資においては利子も含む。)を機構に納付すること。

(申請の取下げ)

第12条 申請者は、第10条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、第10条の通知のあった日から15日以内に、様式第5による届出書を機構に提出しなければならない。

(計画の変更等)

第13条 第10条の規定により決定の通知を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第6、様式第7又は様式第8による申請書を機構に提

出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業の内容又は助成事業に要する経費が著しく変更するとき(様式第6による。)
- (2) 助成事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき(様式第7による。)
- (3) 助成事業が2以上の本邦法人等によって共同して行われることとなったとき(様式第8による。)

2 前項第3号の規定により、助成事業者が申請書を提出するときは、助成事業者を代表法人とし、代表法人以外の各本邦法人等に係る第8条第1項第1号及び第3号に掲げる書類を添えるとともに、代表法人以外の本邦法人等から提出された代表法人であることを証する書面を添えなければならない。

3 機構は、第1項の承認をするときは、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延等の報告)

第14条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに機構に報告しなければならない。

2 助成事業者は、前条第1項第1号に該当するときを除き助成事業が当該助成事業に係る助成金の交付の決定の内容となった事業費より著しく少額の事業費で完了することが明らかとなったときは、速やかに機構に報告しなければならない。

(助成事業の承継)

第15条 助成事業者の合併、解散、当該事業の譲渡等の事由により新たなる者が助成事業を継続して行うこととなったときは、機構の承認を受けて助成事業者の地位を承継することができる。

2 機構は、前項の承認を行うときは、第11条に掲げる条件を付するものとする。

3 第1項の承認を受けようとする者は、様式第9による申請書に助成事業に係る権利の移転を証する契約書等及び第8条第1項第1号に掲げる書類を添えて機構に提出しなければならない。

(状況報告)

第16条 助成事業者は、機構の要求があったときは、助成事業の実施状況に関し、様式第10による実施状況報告書を機構に提出しなければならない。

2 機構は、助成事業の実施状況の確認のため必要に応じて現地調査を行う。

(実績報告)

第17条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その完了の日から30日以内に、また第6条に規定した期間内に完了しなかったときは、最終期限から30日以内に様式第11による実績報告書を機構に提出しなければならない。

2 助成事業者は、前項の実績報告書の提出と同時に、調査報告書を機構に提出しなければならない。

3 助成事業者は、前2項の報告を行うに当たって、助成金における消費税及び地方消費税に係

る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の確定)

第18条 機構は、前条の実績報告書及び調査報告書を受理したときは、これらの審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき助成金の額を確定して当該事業者に通知するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定に伴う補助金の返還)

第19条 助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による報告書を速やかに機構に提出しなければならない。

2 機構は、前項の提出があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(助成金の支払)

第20条 助成金は、第18条の規定により交付すべき助成金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められるときは、助成金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 助成事業者は、前項本文の規定により助成金の支払を受けようとするときは、様式第13による精算払請求書を、前項ただし書の規定により助成金概算払を受けようとするときは、様式第14による概算払請求書を機構に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第21条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により付された条件に違反した場合
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (3) 前各号に掲げるほか、助成金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく機構の処分に違反した場合
- (4) 助成事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約書に違反した場合

(納付金)

第22条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その収益を受ける限度において当該調査に交付した助成金に相当する金額（以下「助成金相当額という。」）の全部を納付金として納付させるものとする。

- (1) ウラン調査のために行ったボーリングによりウランの鉱床が発見され、これにより利益を受ける場合
- (2) 第3条に定める融資・出資により収益を受ける場合

(納付金相当額の国庫納付)

第23条 機構は、前条の規定による納付金を徴収したときは、同条の規定による納付金に相当する金額を国庫に納付するものとする。

(納付金の納付者)

第24条 第22条の規定により納付金を納付する者は、助成事業者とする。

(納付金の額)

第25条 第22条第1号に規定する納付金の額は、経済産業大臣が定める方法により機構が当該ウランの鉱床が発見されたことにより受ける利益を金銭に見積もった額と助成金相当額とのいずれか少ない額とする。

2 第22条第2号に規定する納付金の額は、受ける収益に相当する額（有利子融資においては利子も含む。）に助成事業者が当該調査に要した費用のうちの助成金相当額の割合を乗じた額と助成金相当額とのいずれか少ない額とする。

3 前各項の納付金の総額は助成金相当額を超えないものとする。

(納付金の徴収方法)

第26条 第22条に規定による納付金の徴収は、助成事業者に対し請求書を発して行うものとする。

2 前項の請求書には、その納付金額、納付期日及び納付場所を記載するものとする。

3 機構は、助成事業者が納期限までに納付金を納付しないときは納期限から10日を経過した後、督促状を発するものとする。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して20日を経過する日とする。

4 機構は、前項の規定により督促をしたときは、同項の納付金の額につき年14.5パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付金の完納の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 督促状により指定した期限までに納付金を納付したとき。

(2) 延滞金の額が100円未満であるとき。

(3) 納付金を納付しないことについてやむを得ない事情があるとき。

5 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(情報管理および秘密保持)

第27条 助成事業者は、助成事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、助成事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接助成事業者その他の第三者の秘密情報（間接助成事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持の

ために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 助成事業者は、助成事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。助成事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も機構による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は助成事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第28条 助成事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第29条 この細則に定めるもののほか、助成金の交付の業務に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この業務細則は、平成19年6月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この業務細則は、平成20年2月14日から施行し、平成20年1月31日から適用する。

附 則

この業務細則は、平成21年11月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この業務細則は、平成28年12月21日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成29年3月27日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第1（第8条関係）

年度海外ウラン探鉱支援助成金交付申請書

(1) プロジェクト名（国名）				対象鉱種	
(2) 申請者概要	名称			設立年月日	
	住所			従業員数	
	代表者名			連絡先	所属 氏名 電話
	資本金				
(3) プロジェクトの概要	当該プロジェクトの総事業費				
	構成者及びその負担割合				
(4) 申請の概要	助成事業の内容				
	助成事業に要する経費				
	申請者の負担経費				
	助成金交付申請額 （助成金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額=助成金額）				

上記のとおり、海外ウラン探鉱支援助成金の交付を受けたいので、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実施細則第8条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 殿

住 所
名 称
代表者

- (備考) 1 申請者が2者以上あるときは、代表者を定め、その者を記載して下さい。
2 代表者を定めた場合又は代理人を選任した場合には、申請手続及び助成金の受領について委任状を添付して下さい。

様式第2（第8条関係）

当該事業の概要

1. 位置・交通
2. 当該事業の経緯
3. 地質環境
 - ① 調査地域の地質鉱床及び周辺鉱山
 - ② 既存調査
 - ③ 鉱床モデルと期待鉱床規模
4. 投資環境
5. 探鉱契約等の概要
 - ① 契約期間
 - ② 探鉱費等総額と年度別支出予算額（千円）
 - ③ 探鉱費支出形態と負担比率
 - ④ 探鉱の実施形態
 - ⑤ その他の契約条件
 - ⑥ 事業の長期計画

	例 平成19年度 (2007)	年度 ()	年度 ()	年度 ()	年度 ()
調査範囲					
調査の基本方針					
調査方法					

（備考）位置、鉱区、調査範囲を示す図面及び地質図を添付して下さい。

様式第3（第8条関係）

年度事業計画書

(1) 総括表

単位：千円

プロジェクト名	調査方法	作業量	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	助成事業に 要する経費	申請者の 負担経費	助成金の申請額（助成金所要額 －消費税及び地方消費税に係る仕 入控除税額＝助成金額）	摘要

(2) 事業内容

地区名	調査方法	目 的	作業内容

(3) 事業費内訳

地区名	費目	助成事業に要する経費			申請者負担経費		助成金の申請額(円) (助成金 所要額－消費税及び地方消費税に 係る仕入控除税額＝助成金額)	摘要
		単位	数量	金額()	金額()	円換算額 (円)		
総	計							

(備考) 1 「総括表」の摘要欄には、直轄又は請負の別、その他参考になる事項を記載して下さい。

2 「事業内容」の作業内容の欄には、仕様をできるだけ具体的に記載して下さい。

3 「事業費内訳」

イ 費目の欄には、地質図作成、地質調査、物理探査、地化学探査、ボーリング調査、坑道調査、選鉱試験、プロジェクト評価費及び間接経費等できるだけ細分化した費目を記載するものとし、融資・出資の場合は摘要欄にその旨記載して下さい。

ロ 助成事業に要する経費の金額の欄の単位は現地通貨を用い()内には通貨単位略号を記入して下さい。

ハ 摘要の欄には、円換算レート等参考になる事項を記載して下さい。

様式第4（第10条関係）

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長名

年度海外ウラン探鉱支援助成金交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のありました 年度海外ウラン
探鉱支援助成金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので通知いた
します。

記

- 1 助成金の交付の対象となる事業は別紙のとおりです。
- 2 助成事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりです。ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費及び助成金の額については、別途通知いたします。

助成事業に要する経費	金	円
助成金の額	金	円
- 3 助成事業の内容又は助成事業に要する経費の著しい変更とは次の各号に定める場合をいいます。
 - (1) 助成事業の内容の変更
 - イ 別紙に記載した調査地区の変更
 - ロ 別紙に記載した調査方法の変更
 - (2) 助成事業に要する経費の変更
 - イ 別紙合計欄の助成事業に要する経費の10%を超える変更
- 4 本助成金の交付を受けた場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「同法施行令（昭和30年政令第255号）」、「海外におけるウラン探鉱支援助成金交付要綱（平成19・03・13財資第35号）」及び「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実施細則（2007年（鉱探）業務細則第20号）」等、本助成金に関係ある法律、政令、要綱、細則等を遵守するとともに特に下記事項について御留意下さい。

- (1) 助成事業を実施した地区を標識等により明確にして下さい。
 - (2) 助成金の経理について助成金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、助成事業に関する報告書並びにその会計帳簿及び収支に関する証拠書類等を助成金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間、申請者の主たる事務所（代表法人によって申請が行われたものであるときは、代表法人の事務所をいう。）において、機構の要求のあったときはいつでも閲覧に供せるよう保存して下さい。
 - (3) 助成事業のために行ったボーリングによりウランの鉱床が発見され、これにより利益を受けたとき及び助成事業のために行った融資・出資により収益を受けたときは、その収益を受ける限度において当該調査のために交付された助成金の全部に相当する金額（有利子融資においては利子を含む。）を機構に納付していただきます。
 - (4) 上記のほか、本助成事業に係る事項の変更については、速やかに機構に報告して下さい。
- 5 助成金における消費税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して下さい。

別紙

助成事業の内容

プロジェクト名（国名）

助成事業者名

助成事業の内容			助成事業に 要する経費 （円）	助成事業者 の負担経費 （円）	助成金の額（円） （助成金所要額－消費税及び 地方消費税に係る仕入控除 税額＝助成金）	摘 要
調査地区名 （1）	調査方法 （2）	作業量 （3）				
合 計						

様式第5（第12条関係）

年度海外ウラン探鉱支援助成金申請取下届出書

年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 殿

所在地

名称

印

代表者名

印

年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外ウラン探鉱支援事業費助成金の交付の申請を下記の理由により取り下げたいので、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外ウラン探鉱支援事業実施細則第12条第2項の規定により届け出ます。

様式第6（第13条関係）

年度海外ウラン探鉱支援助成金交付事業計画変更承認申請書

年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 殿

所在地
名称
代表者名

印
印

年度海外ウラン探鉱支援助成事業の計画内容を次のとおり変更したく独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実施細則第13条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 プロジェクト名

2 変更事項

(1) 助成事業の内容の変更

当初の助成事業					変更後の助成事業					摘要
地区名	調査方法	作業量	着手年月日	完了年月日	地区名	調査方法	作業量	着手年月日	完了年月日	

(2) 助成事業に要する経費の変更

単位：千円

当初の助成事業					変更後の助成事業					摘要
地区名	調査方法	助成事業に要する経費	助成事業者の負担経費	助成金の額（助成金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝助成金額）	地区名	調査方法	助成事業に要する経費	助成事業者の負担経費	助成金の額（助成金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝助成金額）	
合計										

3 変更の理由

（備考）様式第3に従い、変更後の助成事業について事業内容及び事業費内訳を添付して下さい。

様式第7（第13条関係）

年度海外ウラン探鉱支援事業費

助成事業 { 中止
廃止 } 承認申請書

年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

理事長 殿

所在地

名称

代表者名

印

印

年 月 日付第 号をもって助成金交付の決定を受け実施して
いる 年度海外ウラン探鉱支援助成金交付事業を、下記理由により { 中止
廃止 }
したいので、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外ウラン探鉱支援助成金
交付事業実施細則第13条第1項第2号の規定により申請いたします。

記

1 プロジェクト名

2 助成事業の実施状況

注 当初助成金交付決定を行った事業の計画（助成事業の内容・費用の内訳）と、現
在までの助成事業の実施状況（事業内容・費用の内訳等）を記載して下さい。

3 { 中止 } の理由
廃止

様式第8（第13条関係）

年度海外ウラン探鉱支援事業費助成事業共同化承認申請書

年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 殿

所在地
名称 印
代表者名 印

年 月 日付け第 号をもって助成金交付の決定を受け実施している 年度海外ウラン探鉱支援助成金交付事業を、下記のとおり本邦法人等と共同して実施することといたしましたので、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実施細則第13条第1項第3号の規定により申請いたします。

記

- 1 プロジェクト名
- 2 共同して実施することとなった法人
名称：
住所：
代表者氏名：
資本金：
設立年月日：
従業員数：
- 3 プロジェクト概要
当該プロジェクトの総事業費：
構成者及びその負担割合：

（備考）申請手続き及び助成金の受領についての代表本邦法人への委任状を添付して下さい。

様式第9（第15条関係）

年度海外ウラン探鉱支援助成金交付事業承継申請書

年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 殿

所在地
名称
代表者名

印
印

下記の助成事業に係る助成事業者の地位を譲り受けたので、助成金の交付に係る一切の権利義務を承継したく、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外ウラン探鉱支援事業助成金交付実施細則第15条第3項の規定により申請します。

記

- 1 助成事業名（プロジェクト名）
- 2 助成事業者名
- 3 交付の決定の通知の日付及び番号
- 4 交付決定の通知に掲げられた助成金の額
- 5 概算払を受けた助成金の額

様式第10（第16条関係）

年度海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実施状況報告書

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 殿

年 月 日

所在地
名称
代表者名

印
印

プロジェクト名
交付決定の通知の日付及び番号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実施細則第16条の規定により、
状況を次のとおり報告します。

年度の助成事業の実施

1 実施状況

助成事業の内容			実施作業量B	進捗率 B/A (%)	着手 年月日	完了予定又は 完了年月日	摘要
地区名	調査方法	作業量A					

2 実施状況の説明

地区名	調査方法	実施状況の説明

（備考） 実施状況の説明欄には、これまでの実施状況を記載して下さい。なお、実施作業量が計画に比して著しく遅延している場合は、その理由並びに今後の対策及び見通し等について簡明に記載して下さい。

様式第11（第17条関係）

年度海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実績報告書

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 殿

年 月 日

所在地
名称
代表者名

〇印
〇印

プロジェクト名
交付決定の通知の日付及び番号

年度の助成事業は { 年 月 } 日に完了したので、
年 月 日に完了しなかったので、

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外ウラン探鉱

支援助成金交付事業実施細則第17条の規定により、下記のとおり報告します。

1 実 績

助成事業の内容				着手年月日	完了年月日	摘要
地区名	調査方法	計画作業量	実績作業量			

2 成 果

地区名	調査方法	成 果 内 容

3 決 算

(1) 総括表

助成事業の内容			決 算 額			助成率	摘 要
地区名	調査方法	作業量	助成事業に要した経費	助成事業者の負担経費 A	助成金の額 B (助成金所要額 －消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝助成金額)	B / A (%)	
合 計							

(2) 明細表

地区名	調査方法	助 成 事 業 に 要 し た 経 費			助 成 事 業 の 負 担 経 費		摘 要
		単 位	数 量	金 額 ()	円換算額(円)	金 額 ()	
総 計							

- (備考) 1 「総括表」の摘要欄には、直轄又は請負の別、その他参考となる事項を記載して下さい。
- 2 「決算明細表」の費目は、様式第3の「事業費内訳」の費目にできるだけ合わせるようにし、別途送金時の外貨換算レートを添付した送金内訳書並びに細目内訳・受領内訳明細書・決算明細書等に記載した事項の裏付資料又はその写を添付して下さい。
- 3 「決算明細表」の摘要の欄には、特に説明を要するものについて記載して下さい。

様式第12（第19条関係）

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 殿

所在地
名称 印
代表者名 印

年 月 日付第 号をもって助成金交付の決定を受け実施した
年度海外ウラン探鉱支援助成金交付事業について独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実施細則第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 プロジェクト名
- 2 交付決定の通知の日付及び番号
- 3 交付決定の通知に掲げられた助成金の額 円
- 4 助成金額（細則第18条による額の確定額） 円
- 5 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 6 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 7 助成金返還相当額（6－5） 円

（備考）別紙として積算の内訳を添付して下さい。

様式第 13 (第 20 条関係)

年度海外ウラン探鉱支援助成金精算払請求書

年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 殿

所在地
名称
代表者名

印
印

下記により助成金の精算払を受けたいので、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実施細則第 20 条第 2 項の規定により請求します。

記

- 1 プロジェクト名
- 2 交付決定の通知の日付及び番号
- 3 助成金の額の確定の通知の日付及び番号
- 4 交付決定の通知に掲げられた助成金の額 円
- 5 助成金の確定額 円
- 6 概算払を受けた助成金の額 円
- 7 精算払を受けようとする助成金の額 円
- 8 振込先

様式第14（第20条関係）

年度海外ウラン探鉱支援助成金概算払請求書

年 月 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 殿

所在地
名称
代表者名

印
印

下記により助成金の概算払を受けたいので、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外ウラン探鉱支援助成金交付事業実施細則第20条第2項の規定により請求します。

記

- 1 プロジェクト名
- 2 交付決定の通知の日付及び番号
- 3 交付決定の通知に掲げられた助成金の額 円
- 4 概算払を受けようとする助成金の額 円
- 5 振込先